# 2 会社の現況に関する事項

1. 株式の状況 (2021年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,886,200株

(注)発行済株式の総数に自己株式9,742株を含んでおります。

(3) 株主数 8,498名

(注) うち単元株主数8,213名

## (4) 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社新緑	2,500,000	19.41
株式会社TM	1,700,000	13.20
	1,066,600	8.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	419,800	3.26
村木 敏雄	350,000	2.71
UBS AG LONDON A/C IPB SEGRE GATED CLIENT ACCOUNT	331,100	2.57
雨澤 佳世	200,000	1.55
黒田知佳	200,000	1.55
鈴木 麻祐	200,000	1.55
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	145,400	1.12

<sup>(</sup>注) 持株比率は自己株式 (9,742株) を控除して計算しております。

## 2. 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

## 3. 会社役員の状況

## (1) 取締役の状況 (2021年6月30円現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	村木雄哉	株式会社チョイスホテルズジャパン代表取締役社長 株式会社新緑代表取締役社長 株式会社TM代表取締役社長
取締役会長	松井清	-
常務取締役	榊 枝 誠	営業部門管掌
取締役	清水謙二	事業企画本部長
取締役	鈴 木 直 子	人事本部長
取締役	伊藤浩也	管理本部長
取締役	山 城 圭太郎	チョイスホテルズ営業本部長
取締役	長谷川 智 英	グリーンズホテルズ営業本部長
取締役(監査等委員・常勤)	秋 山 憲 男	-
取締役(監査等委員・社外)	土 田 繁	公認会計士土田会計事務所所長 株式会社企業経営管理センター代表取締役 税理士法人だいち代表社員 井村屋グループ株式会社社外監査役
取締役(監査等委員・社外)	檜 山 洋 子	ヒヤマ・クボタ法律事務所代表 大阪有機化学工業株式会社社外監査役 南海化学株式会社社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役(監査等委員)土田繁氏および檜山洋子氏は社外取締役であります。
  - 2. 取締役(監査等委員) 土田繁氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計および経営全般に関する相当程度の知見を有しております。また取締役(監査等委員) 檜山洋子氏は弁護士の資格を有しており、法律業務の経験を通して培った幅広い知識と見識を有しております。
  - 3. 当社は、内部監査部門等との十分な連携を通じて情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、秋山憲男氏を 常勤の監査等委員として選定しております。
  - 4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(監査等委員)とは、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任 限度額としております。

(注) 当社は、保険会社との間に、当社のすべての取締役(監査等委員含む。)を被保険者とし、役員等賠償責任保 険契約を締結しております。内容の概要については、株主総会参考書類第5号議案、第6号議案をご参照ください。

## (3) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上へのインセンティブと、株主との一層の価値共有を進めることの出来る報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた従業員とのバランスや他社動向を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、役位に応じ前期業績を勘案して決定した基本報酬(金銭報酬)と譲渡制限付株式制度による株式報酬(非金銭報酬)によって構成する。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

## b. 基本報酬 (金銭報酬)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

## C. 株式報酬 (非金銭報酬)

株式報酬は、譲渡制限株式とし、付与のために支給する報酬は金銭債権とし、原則として、3事業年度に わたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する。具体的な支給時期および配分については取締役会 において決定する。

## d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価に基づき原案を作成する。取締役会は、原案に対する指名報酬委員会の答申を踏まえ、決定する。

## e. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額			の 総 額	対象となる	
	一	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数	
取締役(監査等委員を除く。)	95百万円	79百万円	_	15百万円	8名	
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	20 (8)	18 (8)	_	1 (-)	3 (2)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	115 (8)	97 (8)	_	17 (-)	11 (2)	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬額につきましては、2016年3月28日開催の臨時株主総会において年額150,000千円以内と決議 いただいております。なお当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、6名です。
  - 3. 取締役(監査等委員)の報酬額については、2016年3月28日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。なお当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。
  - 4. 上記2とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2018年9月27日開催の第55 回定時株主総会において、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)に対して年額45,000千円以内と決議いただいております。なお当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、8名です。
  - 5. 上記3とは別枠で、監査等委員である取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2018年9月27日開催の第55回定時株主総会において、年額6,000千円以内と決議いただいております。なお当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。
  - 6. 取締役会は、代表取締役社長に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価に基づき原案の作成権限を委任しております。委任理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

## (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりでありますが、 当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	出席状況
土 田 繁	取締役(監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会21回の全て、監査等委員会14回の全 てに出席いたしました。いずれにおいても、公認会計士・税理士として の専門的見地からの発言を適宜行っております。
檜 山 洋 子	取締役(監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会21回の全て、監査等委員会14回の全 てに出席いたしました。いずれにおいても、弁護士としての専門的見地 からの発言を適宜行っております。

④ 社外役員が当社の子会社等から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額 該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

仰星監査法人

## (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

<sup>(</sup>注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、 実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

## (3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があるなど、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

# 3 業務の適正を確保するための体制

## 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
  - ①グリーンズグループ共通の企業使命・事業領域であり、普遍の存在意義として定めた「グリーンズ企業目的」 ならびに「グリーンズ理念」を実現するために、「グリーンズグループ倫理行動基準」を制定し、より高い倫理基準をもって業務に取り組むとともに、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。
  - ②当社およびグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会において決定する。 代表取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告する。取締役の業務の執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。監査等委員会は、取締役の職務の執行について適法性・妥当性監査を実施する。取締役および使用人は、監査等委員会からの求めに応じ、職務の執行状況を監査等委員会に報告する。
  - ③取締役会直轄の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、「グループ全体の適法かつ公正な企業活動の推進」や「リスク対策」など、企業品質向上に向けた活動を統括し、活動計画や活動結果を取締役会に提案・報告する。
  - ④グループ内における法令・定款・諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、社外法律事務所や 内部監査室を通報・相談先とする複数の内部通報窓口を「リスク管理・コンプライアンス委員会」内に設置す る。あわせて、内部通報を受けた事項のうち、重要性の高いものは、監査等委員会に報告する。
  - ⑤内部監査に係る諸規程に従い、グループ全体の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。 内部監査の結果は、取締役および監査等委員会に報告する。
  - ⑥当社およびグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携の上、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- (2) 当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ①取締役会議事録、経営会議議事録など重要な書類については、法令・諸規程に基づき文書管理を行い、取締役、監査等委員からこれら重要な書類の閲覧の要求があった場合には、直ちに提出する。

- ②取締役および使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これに基づき管理する。
- ③グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る重要事項について、当社への報告等を定める諸規程に 基づき、グループ各社から適時に報告を受ける。

### (3) 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会直轄の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。「リスク管理・コンプライアンス委員会」は、経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した対応マニュアルを策定する。
- ②緊急事態が発生した場合には、当社「エマージェンシーマニュアル」に従い、その重大性に応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などのレベル別の組織を編成して対応を実施する。

## (4) 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会を原則として毎月開催し、法令および「取締役会規程」に基づき、重要事項の審議、職務執 行に関する報告を行う。また、必要に応じ、書面決議により機動的な職務執行と意思決定を行う。
- ②重要な業務遂行については、経営効率化および多面的な検討を行うために取締役をメンバーとする経営会議に おいて審議する。
  - 取締役会および経営会議において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施する。
- ③代表取締役は、目標達成に向けたグループ全体の職務の執行を統括し、監督する。各取締役本部長は、グループ各社を含む担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務遂行体制を構築する。
- ④迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、「業務分掌規程」および「職務分掌規程」に基づき、各本部 を担当する取締役本部長が意思決定を行い、各本部を管掌する機能を担う取締役が取締役本部長を監督する等 により役割を分離する。

## (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社およびグループ各社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ②当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ①監査等委員会および監査等委員の職務を補助する監査等委員会補助者を設置して使用人を配置する。
  - ②監査等委員会補助者の使用人については、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会および監査等委員の職務に関し、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
- (7) 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ①取締役および使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告する ほか、内部監査部門の監査結果を監査等委員会に報告する。このほか、監査等委員からの求めに応じ、業務お よび財産の状況を報告する。また、稟議書および重要な会議の議事録を監査等委員からの求めに応じて閲覧で きるようにし、説明する。
  - ②グループ各社を含め取締役および使用人から監査等委員会へ直接通報するルートを構築し、社内へその周知を図る。
  - ③当社およびグループ各社は、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当該取締役および使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないことを定めた諸規程を整備、周知する。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査等委員会および監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後に償還に応じる。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・代表取締役と監査等委員の間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査等委員会からの求めに応じ、監査 等委員と会計監査人および内部監査部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査等委員の出席を確 保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

## (1) 内部統制システム全般

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しており、取締役会と監査等委員会により、取締役の業務執行の監督および監査を行っております。監査等委員の選任においては、社外取締役である監査等委員、常勤の監査等委員を選任し、監督機能の強化を図っております。

子会社については、グループ全体を統合したマネジメントを行っており、役員を派遣、役職員の出向および予算 統制帳票の提出等により、常時関係会社の経営状態等を把握しております。

当社の取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、監査等委員である社外取締役を含む11名で構成され、当期 においては21回開催しております。

取締役会を補完する役割として、業務執行の詳細について審議、決議または報告する機関として経営会議を設置し、代表取締役社長が議長を務め、常勤取締役9名(常勤監査等委員を含む。)が出席し、当期においては24回 開催しております。

さらに、業務上のフローに基づき発生しうるリスクを防止するために必要な内部管理体制の整備のための「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、当期においては12回開催しております。

## (2) リスクマネジメント及びコンプライアンス

当社では、業務上のフローに基づき発生しうるリスクを防止するために必要な内部管理体制の整備等について、 代表取締役社長の下に「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しています。

当委員会では、「会社の内部統制構築に関する方針・体制および対策に関する事項」、「各部門における内部統制構築体制整備の支援を行う事項」、「組織を横断するリスクに係る総合的な調整に関する事項」、「不祥事、トラブルに迅速に対応可能な体制の整備に関する事項」、「緊急かつ重大なリスク(事件・事故・クレーム等)への対応に関する事項」、「内部通報制度の整備(通報窓口の設置と通報者の保護制度の確立)と推進等、リスクを早期に把握し、対処できる環境づくり」、「内部統制の考え方を全社員へ徹底する等、コンプライアンス遵守の風土育成」について審議・決定を行っております。

当社では、労務リスクの軽減を目的として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」の下部組織として「労務コンプライアンス委員会」を設置し、労務コンプライアンスの体制および労務コンプライアンス違反が発生した場合の是正措置および再発防止策等について審議・決定をしております。当委員会は人事本部を主幹とし、代表取締役社長により定められた取締役、営業本部長と専門家である顧問社会保険労務士を加えた体制にて、当期においては12回開催しております。

また、個人情報保護に係るリスクの軽減を目的として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」の下部組織として「個人情報保護管理委員会」を設置し、個人情報の管理体制の構築および個人情報に係る事故が発生した場合の是正措置および再発防止策等について審議・決定をしております。当委員会は総務部を主幹とし、代表取締役社長により定められた個人情報保護管理責任者に、各部本部長、部長を加えた体制にて、当期においては4回開催しております。

## (3) 内部監査

内部監査については、代表取締役社長直属の「内部監査室」が年間計画に基づき、子会社を含む当社企業グループを1年で一巡し、各事業所における業務監査、会計監査および金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応した評価業務を独立・客観的な立場から実施しております。

監査結果は、毎月「リスク管理・コンプライアンス委員会」において代表取締役社長へ報告し、重要事項については監査等委員会に対して毎月報告しております。

当期においては、組織目標の達成への貢献と、整備状況と運用状況の整合性の評価により、内部統制の構築への貢献を方針として監査を実施しております。

## (4) 監査等委員会監査

監査等委員会監査は、常勤監査等委員を含む3名の監査等委員(うち、2名は社外取締役)により実施しております。各監査等委員は、取締役として取締役会に出席し、常勤監査等委員はその他重要な会議にも出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認するとともに、取締役の職務の執行に関して、直接意見を述べております。また、監査等委員が取締役会およびその他重要な会議に出席することにより、取締役および使用人等から当社ならびにグループ会社に関する会社経営および事業運営上の重要な事項の報告を受けております。

監査等委員会は、監査計画に基づき当社およびグループ会社の監査を実施し、当期においては監査等委員会を 14回実施しております。

なお、監査等委員会の職務の執行において生じる費用については、監査等委員からの請求に従い、会社法の定めに基づき適切に処理され、監査の実効性は担保されております。

<sup>(</sup>注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

# 連結貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位:千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	6,283,084
現金及び預金	3,881,696
売掛金	894,719
原材料及び貯蔵品	100,253
前払費用	958,825
未収消費税等	397,849
その他	50,629
貸倒引当金	△890
固定資産	11,013,585
有形固定資産	4,853,809
建物及び構築物	2,230,966
工具、器具及び備品	377,424
土地	1,965,426
リース資産	142,058
建設仮勘定	137,932
無形固定資産	191,333
投資その他の資産	5,968,441
投資有価証券	53,327
長期貸付金	27,657
差入保証金	5,817,317
その他	119,138
貸倒引当金	△49,000
資産合計	17,296,669

	(丰位・113)
科目	金額
負債の部	
流動負債	10,472,062
買掛金	708,570
短期借入金	7,600,000
1年内返済予定の長期借入金	731,628
未払金	571,973
未払費用	546,269
未払法人税等	43,366
その他	270,254
固定負債	9,757,897
長期借入金	8,948,225
資産除去債務	555,845
その他	253,826
負債合計	20,229,960
純資産の部	
株主資本	△2,923,405
資本金	1,948,025
資本剰余金	1,949,813
利益剰余金	△6,812,327
自己株式	△8,917
その他の包括利益累計額	△9,884
その他有価証券評価差額金	△9,884
純資産合計	△2,933,290
負債純資産合計	17,296,669

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書(自2020年7月1日 至2021年6月30日)

(単位:千円)

科目	金	額
売上高		15,711,294
売上原価		19,995,925
売上総損失		4,284,630
販売費及び一般管理費		4,288,843
営業損失		8,573,474
営業外収益		
受取利息	679	
受取配当金	1,403	
違約金収入	204,083	
助成金収入	242,190	
その他	35,606	483,962
営業外費用		
支払利息	51,876	
借入手数料	181,994	
その他	22,757	256,628
経常損失		8,346,139
特別利益		
固定資産売却益	37	37
特別損失		
固定資産除却損	3,125	
減損損失	155,761	
賃貸借契約解約損	39,000	197,886
税金等調整前当期純損失		8,543,989
法人税、住民税及び事業税	64,634	
法人税等調整額	194,696	259,331
当期純損失		8,803,320
親会社株主に帰属する当期純損失		8,803,320

<sup>(</sup>記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 計算書類

# 貸借対照表(2021年6月30日現在)

(単位	•	千	ш)
(半四	٠		$\Box$

科目	金額
資産の部	
流動資産	6,176,404
現金及び預金	3,785,906
売掛金	896,611
原材料及び貯蔵品	95,997
前払費用	952,801
未収消費税等	395,666
その他	50,309
貸倒引当金	△890
固定資産	11,111,254
有形固定資産	4,853,253
建物	2,202,238
構築物	28,728
工具、器具及び備品	376,868
土地	1,965,426
リース資産	142,058
建設仮勘定	137,932
無形固定資産	183,272
ソフトウエア	181,141
その他	2,131
投資その他の資産	6,074,728
投資有価証券	53,327
関係会社株式	20,000
出資金	2,134
長期貸付金	147,657
長期前払費用	83,291
差入保証金	5,817,317
貸倒引当金	△49,000
資産合計	17,287,658

	(年位・1円)
科目	金額
負債の部	
流動負債	10,471,009
買掛金	708,953
短期借入金	7,600,000
1年内返済予定の長期借入金	731,628
リース債務	58,601
未払金	586,969
未払費用	530,206
未払法人税等	43,001
前受金	165,935
資産除去債務	14,918
預り金	30,794
固定負債	9,757,897
長期借入金	8,948,225
リース債務	98,558
資産除去債務	555,845
繰延税金負債	73,116
その他	82,151
負債合計	20,228,907
純資産の部	
株主資本	△2,931,365
資本金	1,948,025
資本剰余金	1,949,813
資本準備金	1,948,025
その他資本剰余金	1,787
利益剰余金	△6,820,286
利益準備金	32,500
その他利益剰余金	△6,852,786
特別償却準備金	11,812
繰越利益剰余金	△6,864,598
自己株式	△8,917
評価・換算差額等	△9,884
その他有価証券評価差額金	△9,884
純資産合計	△2,941,249
負債純資産合計	17,287,658

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書(自2020年7月1日 至2021年6月30日)

<b>担益計算者</b> (目2020年/月1日 至2021年	=6月30日)	(単位:千円)
科目	Í	金額
		15,735,281
売上原価		19,996,447
売上総損失		4,261,165
販売費及び一般管理費		4,232,453
営業損失		8,493,618
営業外収益		
受取利息	1,085	
受取配当金	1,403	
違約金収入	204,083	
助成金収入	239,383	
その他	38,912	484,868
営業外費用		
支払利息	51,876	
借入手数料	181,994	
その他	22,757	256,628
経常損失		8,265,378
特別利益		
固定資産売却益	37	37
特別損失		
固定資産除却損	3,024	
減損損失	155,761	
賃貸借契約解約損	39,000	197,786
税引前当期純損失		8,463,127
法人税、住民税及び事業税	64,269	
法人税等調整額	194,696	258,966
当期純損失		8,722,094

<sup>(</sup>記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年8月13日

株式会社グリーンズ 取締役会 御中

> 仰星監査法人 名古屋事務所

> 指定社員

業務執行社員

公認会計士

小出修平印

指定社員業務執行社員

**公認会計十** 

淺井孝孔 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グリーンズの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結 会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を 行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

- 1. 追加情報に記載されているとおり、会社は新型コロナウイルス感染症拡大による将来の業績への影響に関し、一定の仮定を置いて、継続企業の前提に関する事項の検討、固定資産の減損判定及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っている。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年8月13日開催の取締役会において、第三者割当増資によるA種優先株式及びB種優先株式の発行と資本金及び資本準備金の額の減少について2021年9月27日開催の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年8月13日

株式会社グリーンズ 取締役会 御中

> 仰星監査法人 名古屋事務所

指定社員業務執行社員

公認会計士

小出修平 @

指 定 社 員 業務執行社員

公認会計士

淺井孝孔 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリーンズの2020年7月1日から2021年6月30日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。) について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に 係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

- 1. 追加情報に記載されているとおり、会社は新型コロナウイルス感染症拡大による将来の業績への影響に関し、一定の仮定を置いて、継続企業の前提に関する事項の検討、固定資産の減損判定及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っている。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年8月13日開催の取締役会において、第三者割当増資によるA種優先株式及びB種優先株式の発行と資本金及び資本準備金の額の減少について2021年9月27日開催の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事 項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門その他の 内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類等その他業務執行に関する重 要な書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、 必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月16日

株式会社グリーンズ 監査等委員会

 監査等委員(常勤)
 秋山憲男
 印

 監査等委員
 土田
 繁
 印

 監査等委員
 檜山洋子
 印

(注) 監査等委員 土田繁及び檜川洋子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 定時株主総会会場ご案内図

会場

## ホテルグリーンパーク津 6階「伊勢の間」

三重県津市羽所町700番地 TEL (059) 213-2111

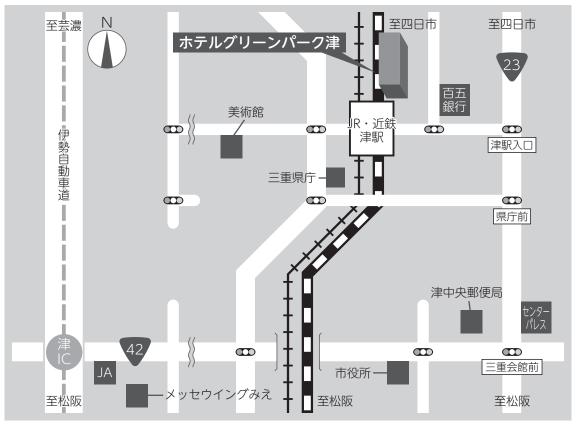
近 鉄 名古屋駅から特急で50分

津駅東改札口隣接

交通

大阪難波駅から特急で80分

お 車 伊勢自動車道津インターから15分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。



